

防府市いじめ問題対策協議会設置要綱

平成26年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、防府市いじめ問題対策協議会の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 「いじめ防止対策推進法」第14条の趣旨を踏まえ、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図り、いじめに対する基本的な考え方を共有し、関係機関の更なる連携強化を推進するとともに、状況に応じて関係機関等の連携による適切な対応をするために、防府市いじめ問題対策協議会（以下「協議会」という。）を設置し、次に掲げる事項について協議及び対応を行うものとする。

- (1) 「防府市いじめ防止基本方針」がより実効性のあるものになるよう、恒常的に評価・検証し、取組内容の改善を図ることとする。
- (2) 関係機関との連携を図り、いじめ問題の未然防止、早期発見、早期対応について協議し、いじめの根絶に向けた取組を協議する。
- (3) 重大事態が発生した場合に、児童生徒や保護者の状況に応じ、学校、教育委員会及び関係諸機関・団体が連携して「防府市いじめ調査委員会」を編成し対応する。

(組織)

第3条 協議会の委員の定数は15人とする。

2 委員は、弁護士、保護者代表、学校関係者、地区代表、学識経験者、教育行政関係者、関係機関（児童相談所関係者、警察署関係者等）のうちから防府市教育委員会が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は1年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任させることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長各1人を置く。

2 会長は、委員の互選により選出し、副会長は、会長が指名する。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、会議の議長は会長をもって充てる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、防府市教育委員会学校教育課内に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、その都度会長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

別表

防府市いじめ問題対策協議会委員

区 分	組 織	人 数
学 校 関 係	小・中学校長会代表	2人
	小・中学校生徒指導担当教員代表	2人
保護者代表	小・中学校PTA代表	2人
地 区	防府人権擁護委員協議会 防府市民生委員児童委員協議会 防府保護区保護司会	3人
関 係 機 関	防府警察署 中央児童相談所	2人
学識経験者	医療・臨床心理士関係 弁護士	3人
行 政	防府市子育て支援課子ども相談室	1人
計		15人

対策協議会体制

機 関	所 属 役 職 名	備 考
学 校 関 係	小 学 校 校 長 会 代 表	
	中 学 校 校 長 会 代 表	
	小 学 校 生 徒 指 導 担 当 教 員 代 表	
	中 学 校 生 徒 指 導 担 当 教 員 代 表	
保 護 者 代 表	小 学 校 P T A 代 表	
	中 学 校 P T A 代 表	
地 区	防 府 人 権 擁 護 委 員 協 議 会	
	防 府 市 民 生 委 員 児 童 委 員 協 議 会	
	防 府 保 護 区 保 護 司 会	
関 係 機 関	防 府 警 察 書 生 活 安 全 課	
	中 央 児 童 相 談 所	
学 識 経 験 者	ス ク ー ル カ ウ ン セ ラ ー 代 表	
	ス ク ー ル ソ ー シ ャ ル ワ ー カ ー 代 表	
	弁 護 士	
行 政	防 府 市 子 育 て 支 援 課 子 ども 相 談 室	
	防 府 市 教 育 委 員 会 教 育 長	
	防 府 市 教 育 委 員 会 学 校 教 育 課 長	
	同 担 当 指 導 主 事	